

令和2年（行ウ）第36号 総長解任処分取消等請求事件

原 告 名和豊春

被 告 国立大学法人北海道大学 外1名

準 備 書 面 (5)

－ 北大の業務執行体制と総長の「非違行為」

及び総長選考会議の審理手続の瑕疵 －

2023（令和5）年1月10日

札幌地方裁判所 民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤哲之

弁護士 佐藤博文

弁護士 小野寺信勝

外7名

内容

第1	本書面の目的	4
第2	北大の業務執行体制（組織と運営）と総長選考会議の権限	5
1	北大の主な組織とその構成と権限	5
2	総長選考会議	8
第3	北大が「非違行為」に対して必要な措置をしなかったこと	11
1	役員会の任務と責任	11
2	経営者協議会、教育研究評議会	13
3	ハラスメント委員会など	13
4	総長選考会議	15
第4	総長選考会議の開催及び審議の経過	16
1	石山議長による辞任要求から調査委員会の報告まで	16
2	原告の「意見陳述」手続から審理終了まで	19
3	解任申出の決定から文科大臣の解任決定通知まで	22
第5	議長が解任手続前に原告に辞任要求した違法	24
1	総長選考会議で決定した事実がないこと	24
2	総長選考会議に総長辞任を要求する権限はない	25
3	斎藤弁護士の同席と虚偽発言の違法	25
第6	調査委員会の設置と調査手続の瑕疵	26
1	調査委員会の位置づけ	26
2	調査委員会の構成と人選の瑕疵	27
3	調査目的の違法	28
4	原告の事情聴取の不存在	30
第7	理事・副学長3名の「オブザーバー」出席は違法	30
1	総長選考会議規程第3条及び第7条の2に違反	30
2	利害相反の立場	32

第 8 開催自体を秘密にした臨時会議で審議した違法	33
1 解任に関する会議の開催は秘密	33
2 原告の辞任の申出を審議せず、手続をとらなかったこと	35
3 定足数を欠いた聴聞手続は違法	36
第 9 調査報告書添付書類の本人閲覧及び謄写拒否の違法（「第 9」）	37
1 「意見陳述の機会」の意義	37
2 調査報告書添付書類の本人閲覧及び謄写拒否	37
第 10 本件解任劇の背景事情と総長選考基準の恣意的な解釈適用	40
1 総長選挙の争点と原告が総長になった経緯	40
2 総長選考基準と解任理由	41
3 選考基準を改変していること	43
4 国立大学法人法及び大学の組織・構成員から見た公平性・透明性	44
第 11 結語	45

第1 本書面の目的

1 本件解任処分に至る事実経過のうち、総長選考会議における手続の経過、すなわち、2018（平成30）年9月29日の辞任要求から2019（令和元）年7月10日文科大臣への解任申出に至るまでは、請求原因「第2章」第1（11乃至19頁）において主張した。

しかし、総長を解任手続に付すということは、北大の組織と運営（以下、「業務執行体制」という）の失敗を意味し、そうすると、そもそも総長の「非違行為」（以下、争っているので括弧付きとする）に対して、北大の業務執行体制は何をしていたのかが前提となる。すなわち、「非違行為」の最初は2017年5月の出来事とされているが、解任手続に付された2018年11月までの1年半もの間、被告はどのように認識し、どう対処したのかが問題になる（請求原因「第7」85頁「(2) 学内のチェック機能」参照）。

2 そこで、まず、北大の業務執行体制、とりわけ、業務執行を担い総長が主宰する役員会と、総長の任免権を事実上行使する総長選考会議の地位と権限について整理する（「第2」）。

そのうえで、本来は大学の業務執行体制の下で解決されるべきことが、そこから切り離され、総長選考会議の中で秘密裏に遂行された事実とその手続的な問題性を明らかにする（「第3」）。

3 次に、その総長選考会議の審議経過について、情報開示請求など訴訟外で取得した議事録などに基づいて子細に検討すると、会議の開催方法、審議の方法、調査委員会の設置などに、総長選考会議規程に違背し、適正手続に反する事実が明らかになった。

そこで、改めて、総長選考会議の開催経緯と原告との関係を時系列で整理し直したうえで（「第4」）、重要な違法事実について、以下のとおり格別に項目を改めて論ずる。

- 議長らが解任手続前に原告に辞任要求した違法（「第5」）
 - 調査委員会の設置と活動目的、内容の違法（「第6」）
 - 開催自体を秘密にした臨時会議で審議した違法（「第7」）
 - 役員理事・副学長3名を「オブザーバー」参加させた違法（「第8」）
 - 調査報告書添付書類の本人閲覧及び謄写拒否の違法（「第9」）
- 4 以上を踏まえて、本件解任手続の瑕疵（違法性）が、解任劇の背景事情並びに総長選考基準の恣意的な解釈適用と結びついていることを明らかにする（「第10」）。

第2 北大の業務執行体制（組織と運営）と総長選考会議の権限

1 北大の主な組織とその構成と権限

北大組織規則（甲75。以下「組織規則」という）によれば、北大の業務執行体制は、概ね以下のとおりである（甲76。「運営組織図」参照）。

(1) 役員

総長の他、理事7名以内と監事2名（組織規則2条2項）。

(2) 総長

役員の長である（組織規則2条1項）

本学を代表し、その業務を総理する（組織規則3条。国立大学法人法第11条1項）。

(3) 理事

学長が任命し、学長は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない（国立大学法人法13条）。

総長を補佐して本学の業務を掌理する（組織規則4条）。

総長とともに役員会を構成する（役員会規程3条／甲77）。

総長に事故があるときは、その職務を代理し、総長が欠員のときは

その職務を行なう。

(4) 監事

本学の業務を監査する（組織規則5条1項）

2名置かれ、文科大臣が任命する（国立大学法人法10条、12条9項）。

監査役は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律もしくは他の法令に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない（同法11条の2）。

(5) 副学長

10名以内を置き、総長の職務を助ける（組織規則6条）。

なお、2014年改正学校教育法で「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（92条4）とされ、権限強化が図られた（改正前の規定は「学長の職務を助ける」）。

(6) 役員会

ア 本学に関する重要事項を審議する（組織規則9条）。

総長と理事により構成する（役員会規程3条／甲77）。

合議制で、議事開催の定足数は3分の2、議決は過半数。特別の利害関係のある事項については議事に加わることができない（役員会規程5条／同。下線は原告代理人）。

学長は、重要事項を決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない（国立大学法人法11条3項）。

イ 平成30年度、同31（令和元）年度の役員は以下のとおり。

名和豊春 総長

笠原正典 理事・副学長（総長職務代理）

長谷川晃 理事・副学長

西井準治 理事・副学長

皆川一志 理事

関 靖直 理事・事務局長

の 6 名の構成である。

ウ 平成 29 年度（4月 1 日から）と平成 30 年度（平成 31 年 3 月 20 日まで）の開催状況と役員の出欠、審議内容は、議事要旨）甲 8 1 , 8 2 とおりである。

役員会には、竹谷、堀の 2 名の監事が、ほぼ毎回出席している。

(7) 経営協議会

本学の経営に関する重要な事項を審議する（組織規則 11 条）。

総長、理事、病院長らの他、「役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの」（以下「学外委員」という）から構成し、過半数が学外委員でなければならない（経営協議会規程 3 条／甲 7 8）。

合議制で、議事開催の定足数は 3 分の 2 、議決は過半数で決する（同 6 条／同）。

毎年度、概ね 6 月、 9 月、 1 月、 3 月の 4 回開催されている。

(8) 教育研究評議会

本学の教育研究に関する重要な事項を審議する（組織規則 12 条）

総長、理事、研究科長、病院長らから構成される（教育研究評議会規程 3 条／甲 7 9）

合議制で、議事開催の定足数は 2 分の 1 、議決は過半数で決する。（同 6 条／同）。

開催頻度は、概ね 1 か月に 1 回である。

2 総長選考会議

(1) 任務

北大組織規則は、総長の選考等を行うとする（組織規則10条）。

具体的には、

- ① 総長の選考
- ② 総長の解任に係る申出
- ③ 総長の任期に関する事項
- ④ 大学総括理事の設置に関する事項
- ⑤ 総長の業務の執行状況について恒常に把握するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う」

（以上、総長選考会議規程第2条）

(2) 構成

経営協議会が選出した者5名、教育研究評議会が選出した者5名の合計10名である（総長選考会議規程第3条／甲1）。

2004年国立大学法人法により創設された。学外者を含む経営的問題に通じたメンバーと、学内の研究教育に従事する各分野を代表するメンバーを構成員とすることにより、それぞれの専門的知見や経験を反映させるためである（後述「第8」に関連する）。

上記は、解任手続の際に設置される調査委員会の構成にも反映され、「調査委員会は、学外の有識者を含む委員で組織する」と定める（総長選考会議規程第18条の2、2項）。これは、学内委員だけで構成することを禁じたものであると同時に、外部委員だけで構成することも想定していないことを意味する。常に両者のバランスをとり、公正性を担保することを命じたものである。

(3) 審議の方法

合議制で、議事開催の定足数は3分の2である。

議決は、原則として過半数で決するが、総長候補予定者の決定、総長予定者の決定、解任の申出は3分の2を要する（総長選考会議規程第7条、18条3項／甲1。下線は原告代理人）。

総長選考会議は、毎年度、概ね6月、9月、1月、3月の4回開催されている。開催状況は、北大のホームページで公表されている。

(4) 解任事由

総長の解任事由は4つである（総長選考会議規程第18条1項）。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反があるとき
- ③ 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき
- ④ その他総長たるに適しないと認められるとき

上記④の「その他」は、①乃至③の要件と同程度の事情に限定されると解される。なぜならば、①は長期にわたる病気等により現実に職務に従事することができないため業務の運営に重大な支障をきたす場合、②は、国立大学法人の関係法令の規定やこれらに基づく命令等に違反した場合や国立大学法人の社会的信用を失墜させる行為等の非違があった場合であり（国立大学法人法コンメンタール改定版／甲32）、国立大学法人法17条2項の定めも、前記①②を列記して「その他役員たるに適しないと認めるとき」と柱書に記載しており、③を同条3項で独立して定めているからである。

北大規程の④のみ、これらと性格を異にし、厳格な制列挙を緩和した一般条項として解釈される理由がない。

(5) 法定の委員

平成29年4月以降、令和元年7月4日までの時点の構成員は、次

のとおりである（甲21／1頁には各人の経歴の記載もある）。

【経営協議会委員】

石 山 喬 （日本軽金属ホールディングス株式会社元会長）
横 山 清 （株式会社アークス代表取締役社長）
長 澤 秀 幸 （公益財団法人とかち財団理事長）
松 谷 有希雄 （国立保健医療科学院名誉院長）
浅 香 正 博 （北海道医療大学学長）

【教育研究評議会】

山 本 文 彦 （文学研究院長）
堀 口 健 雄 （理学研究院長）
吉 岡 充 弘 （医学研究院長）
西 邑 隆 徳 （農学研究院長）
中 垣 俊 之 （電子科学研究所長）

(6) 「オブザーバー」

総長選考会議に、オブザーバー出席を認める規程はない。7条の2に、「会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる」とする定めがあるが、これは、会議又は議題ごとに必要性に応じて個別的に出席を求め、意見を求めるものである。

しかし、下記の3名は、平成30年6月19日まで総長選考会議の学内委員であったが、任期が終了した同年9月28日以降も恒常的に出席していた。

理事・副学長 笠 原 正 典 （総長職務代理）
理事・副学長 長 谷 川 晃
理事・副学長 西 井 準 治

かかる出席について、議事要旨には「オブザーバー」と記載さ

れているが、同じオブザーバー出席と記載されている監事が、監事監査規定に基づき出席権や質問権が認められている（第10、11条）のと違って、出席や発言の資格はない。

議事録を見ても、規程7条の2に基づき、3名に特別に出席や発言を認めたという記載もない。

この選考会議の構成は、手続の公正にとって極めて重要な問題であり、第7で詳述する。

(7) 委員及びオブザーバーの出欠状況

上記(5)(6)の委員及び「オブザーバー」の総長選考会議への出欠状況は、後添「別紙一覧表」のとおりである。

第3 北大が「非違行為」に対して必要な措置をしなかったこと

1 役員会の任務と責任

(1) 総長選考会議は、平成30年10月22日斎藤隆広弁護士から役員会を構成する3理事・副学長（笠原・長谷川・西井）に通報があり、翌23日に総長を除く5理事全員の連名で、総長選考会議議長に報告したとし、これが総長選考会議が解任の申出事由を審議する端緒だとする（甲21／2頁）

しかし、総長の「非違行為」は、就任直後の平成29年5月から始まるものであり、西井と皆川理事は、「非違行為」の被害当事者である。西井は「文科省における事実確認」（甲24）の（4）（13）の事実（平成29年9月8日と平成30年5月16日）、皆川は（3）（6）の事実（平成29年9月1日と同年10月26日）の被害当事者とされており、一連の「非違行為」の初めから関わっている。

とりわけ、関理事・事務局長は、事務組織の責任者として、事務職員全体を掌理する立場にあり、部長ら幹部を含む職員に関わる業務遂

行状況を把握し、もし総長の「非違行為」により職員らの教務遂行に支障をきたしているのであれば、報告を受け、調査し、役員会などで問題にして解決する立場にあった（甲77、80及び76の「事務組織図」参照）。

以上のとおり、役員理事は、役員会という合議機関の一員として、もし総長の業務執行に関わって大学運営上の重大な問題が発生したならば、総長に対して事実を確認し、被害の回復や防止の必要な措置をとらなければならない。

ところが、役員は何も対応していない。役員会議事録（平成29年度／甲81、平成30年度／甲82）をみても、議論した形跡すらない。

(2) 役員会の理事は、総長の職務を助ける立場（副学長／組織規則第6条）、あるいは補佐する立場（理事／同第4条）である。従って、総長に欠ける点や誤った行為があれば、それをカバーすることこそ、その職責である。

総長と対立しても、被告北大の利益のために言うべきことは言うことが必要であり、役員会が「本学に関する重要事項を審議」する合議制であって、議事開催の定足数も議決数も定められ、議事録が作成されているのは、かようなことが想定されているからである。総長は役員会の多数決に従わなければならぬ。

総長解任請求ということも、役員会で改善し防止する最大限の努力をしたのに、総長がそれに応ぜず、改善不可能＝解任のほかに手段がないという段階で初めて問題になることである。

ところが、被告北大の役員会理事らは、役員会で審議し、原告に改善を迫り、解決するという行動を全くとっていない。

(3) 仮に、役員理事・副学長3名が、平成30年10月22日に齋藤隆

広弁護士から通報と資料提供があり、そこで初めて原告の「非違行為」を承知したとした場合、どうすべきか。

被告北大の業務執行上の重要問題として、役員会で審議して、総長の「非違行為」を止めること、とりわけ事務局長理事が先頭に立って事務職員らの業務環境の改善に取り組まなければならない。しかるに、役員会を開催して議論することなく、具体的な取り組みをすることもなく、翌23日に総長を除く5理事全員の連名で、総長選考会議議長に報告したのである。

これが、総長選考会議が解任の申出事由を審議する端緒だとされているが（甲21／2頁）、同年9月29日に総長選公会議議長が齋藤隆広弁護士と共に辞職要求したことを合せ考えると、役員理事は、役員会の存在と役割を放擲して総長選考会議に丸投げしたといえる。

2 経営者協議会、教育研究評議会

以上は、経営者協議会と教育研究評議会においても同じである。

前者は、「経営に関する重要事項」について、後者は「教育研究に関する重要事項」について審議する機関であるから、これらの役割に基づいて総長の「非違行為」が業務に重大な影響を与える様な場合には、これらの機関でも独自に問題にされるべきである。特に、役員会の理事は全員、経営者協議会のメンバーである（経営協議会規程第3条）。

ところが、これらの機関でも「重要事項」として協議されることはなかった（甲83、84）。

3 ハラスメント委員会など

(1) 調査委員会は、非違行為のうち20件は「日常的なハラスメント」

と認定している。

しかし、ハラスメント防止規程（甲39）は、対策室が「相談室からの要請に基づき、事実関係の調査及びハラスメントの認定を行う」としており（第6条2項）、相談室は「相談を受け付ける」「事実確認を行う」「必要に応じ、相談の当事者に対する調整を行う」「ハラスメントに起因する問題の解決に関し、部局等の長に対し勧告、指導又は助言する」などを行うことになっている。

そもそも、同規程において、部局の長は「ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、第6条に規定する対策室及び第8条に規定する相談室と連携して、迅速かつ適切に問題解決に努めなければならない」（第4条）と定める。すなわち、部局の長は、部下の職員のために、ハラスメントの調査と認定、被害の回復・防止のために動く義務がある。

もとより、同規程に基づく対処をすれば、被害者や関係者のプライバシーの保護（第13条）、不利益扱いの禁止（第14条）が守られることにもなる。

すなわち、ハラスメントと疑われる事実が発生したならば、大学の自治（自主性・自律性）の観点からは、このような学内手続とそれに基づく人的資源を活用して自ら問題解決を図らねばならない。

しかるに、役員会は改善のための措置を一貫して取ってこなかっただし、関係する教職員から原告に対するハラスメント行為の相談も申告もなかった。

総長選考会議も調査委員会も、口を極めて総長のハラスメント被害を指摘するが、問題解決のために役員会などが何をしたのか、それに対して総長の対応はどうだったかという情報の開示が全くない。

(2) 研究不正、公益通報も同様である。

研究不正については、「研究活動上の不正行為に関する規程」があり（甲41）、弁護士に委託した不正行為告発窓口を設け（第7条）、何人も告発を行うことができ（第8条）、調査委員会の設置と調査・認定（第16乃至20条）などがなされる。もとより、告発者の保護（第11条）、被告発者の保護（第12条）が保障されている。

公益通報についても規定があり（甲40）、通報窓口を「監査室の職員をもって充て、及び弁護士である者に委嘱する」とし（第4条）、公益通報者の保護（第7条）、調査の実施（第10条、是正措置（第15条）などが定められ、専門的知見や経験を備えた人的、組織的な対応がなされることになっている。

- (3) 監査は、不正行為及び法令等に違反する事実、あるいはその疑いに基づいて書面監査、実地監査その他の監査が行われる（甲42）。監査規程第15条は、「役員又は職員は、業務上の事故又は異常の事態が発生したときは、速やかにその旨を監事に報告しなければならない」と定める。
- (4) 以上の専門委員会や監事を通じた非違行為の摘発、改善措置についても、被告北大の役員や職員は何も行っていない。このことは、原告が行なった情報公開請求で明らかになっている（2021年6月10日付準備書面(1)。甲34、37、38）。

4 総長選考会議

総長選考会議は、業務執行機関ではない。その任務は、「総長の業務の執行状況について恒常に把握するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う」（総長選考会議規定第2条）ことにある。従って、もし総長の「非違行為」が大学運営に重大な支障を来しているのであれば、それを確認し業績評価に反映させる（それにより改善を

図る）責任がある。

特に、選考会議の構成員（平成30年6月19日会議以前）には、3人の理事・副学長がおり、総長の「非違行為」に係る事実を知っており、それが、同年9月29日に石山議長らが辞任を要求した所以でもあると推察される。

この意味でも、総長を除く役員全員から報告を受けた段階で（甲67）、本件「非違行為」の情報に接したかのように述べるのは（甲21／21頁）、全く事実に反する。

9月29日に石山議長らが突然、辞職を要求したことは、総長選考会議も、総長の「非違行為」に被告北大の業務執行体制が何も対処してこなかったことを棚に上げて、解任することを自己目的化したものというほかない。

第4 総長選考会議の開催及び審議の経過

1 石山議長による辞任要求から調査委員会の報告まで

本件解任処分に至る事実経過については、請求原因「第2章」第1（11乃至18頁）で述べているところであるが、総長選考会議自体の手続的違法を論ずる前提として、まずは、会議の開催経緯と原告との関わりに焦点をあて、時系列で整理する。

【2018（平成30）年度】

9月28日 総長選考会議（定例第2回）（甲51）

[議題] 総長の業務執行状況の確認について

9月29日 石山喬総長選考会議議長、横山清議長代行、齋藤隆広顧問弁護士の3名が総長室を訪問して辞任を要求。

10月22日 齋藤隆広弁護士が、笠原正典、長谷川晃、西井準治の3

理事・副学長宛に、「教職員らから、名和豊春総長の非違行為について、報告を受けた」として、資料を提出（甲66）。

10月23日 上記3名の理事・副学長に、皆川一志理事・事務局長を加えた5名が「総長選考会議に検討を委ねるべきだと判断」したとして資料を石山議長宛に提出（甲67）。上記5名は、（原告を除いた）役員会の構成員である。

11月 6日 臨時総長選考会議（第1回）（甲52）

当初第3回会議が召集されていたが（甲85）、臨時第1回に切り替えられ、以後、第2回を除き開催通知はない（甲87）。

[議題] 調査委員会の設置について

10月23日付で総長の非違行為に関する「書簡及び資料」が議長宛に送付されたとして、事務局から配布された。

調査委員会を設置して、事実関係を調査すること、吉川武、山本隆行、川村明伸の3弁護士とし、吉川武弁護士を委員長にすることが諮られ、決定した。

11月12日 石山議長名で、原告に調査開始を通知するとともに、「今後、名和氏に対して、同調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を行いますので、ご対応願います」と、協力要請を行った。（甲2）

11月29日 調査委員会の3弁護士に委嘱状を発出（甲68の1～3）。

委嘱内容は、「総長選考会議規程第18条第1項の申出の審議を行うにあたり必要な調査し、調査報告書を作成すること」とあるのみで、調査対象が全く特定されていない。

同日に第1回委員会を開催。

12月 3日 調査委員会は、翌年1月22日までの間に、関係者に対する面談及び書面による調査を実施（甲21／4頁）。

12月 8日 原告は、「調査委員会が調べている非違行為の内容については、名和には文書で開示されておりません。総長選考委員（ママ）会議長に証拠物件である文書・録音の名和への提出を要請します」と申し入れ、そのうえで北大の混乱を避けるために「健康上の問題」を理由に辞任することを申し出た。（甲3）

12月 9日 石山議長は、原告の名誉が毀損されないよう取り計らうと回答した。（甲3 「30年12月9日 受 石山喬」の記載）

しかし、総長選考会議規程第9条(2)の辞任の申出として受領して、その後の手続を進めることをしなかった。

12月 中旬 原告、体調不良のため休職。

1月 4日 原告、札幌市内の病院に入院。

1月18日 総長選考会議（定例第3回）（甲53）

[議題] 総長の業務執行状況の確認について

1月22日 調査委員会、第2回会議を開催。

2月 5日 原告、退院。

2月 6日 調査委員会、第3回会議を開催。調査報告書について審議し了承される。

同日、総長選考会議議長に、調査報告書（甲4）を提出した（非違行為34件：日常的なハラスメント23件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為6件）

2月 7日 原告、笠原職務代理に同月 12 日からの復職を申し出る。

2月 10日 笠原職務代理は、「調査委員会からの調査報告を踏まえ、総長選考会議議長から、貴職がいわゆるパワーハラスメントほかの複数の非違行為に及んだとの報告を受けました」とし、「役員会は原告の主治医が就労可能であると判断されても、直ちに復職を認めるべきでないと結論に至りました」と回答した（甲 5。役員会で復職を認めないと決定した詳細説明は甲 23 の中で記載されている）。

この回答により、原告は、調査委員会の調査が原告から聴取することなく終了したことを知った。

2月 12日 臨時総長選考会議（第2回）（甲 54）

[議題] 調査委員会の調査結果について

調査委員会の調査を終了し、総長の「意見陳述」の手続に入ること、具体的な内容の議長一任を決めた。

2 原告の「意見陳述」手続から審理終了まで

2月 14日 総長選考会議は、「国立大学法人北海道大学総長選考会議規程第 18 条の規程に基づく今後の手続きについて（通知）」にて、調査報告書を添付するとともに、総長選考会議規程 18 条に基づく解任の申出に係る審議を行うにあたっての手続きを通知した（甲 6）。

同通知は、調査報告書添付書類の閲覧期間を同年 2 月 21 日（木）から同年 3 月 1 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間などと指定し、陳述書の提出期限を同年 4 月 8 日（月）までとしていた。

2月26日 原告は、要請書で調査報告書添付書類の謄写及び音声データの複製、閲覧期間の大幅延長を要求（甲7）。

3月 1日 石山議長から回答あり（甲8）。主要な証拠の多くは閲覧を認めるが謄写は認めない、録音データは一切複製認めないというものだった。

3月 6日 原告、調査報告書添付書類の閲覧・謄写の条件について再考を求めた（甲9）。

3月 7日 これに対して、総長選考会議は、一部を除き、「貴殿ら宛ての平成31年3月1日付け書簡のとおりであり、これに付言することはできません」と言下に排斥した（甲10）

3月11日 原告は、3月月7日付回答に対して、再考を求めた（甲11）。

3月12日 総長選考会議は、「貴殿ら宛ての平成31年3月1日付け及び同年3月7日付けの書簡のとおりであり、これに付言することはできません」と、再考を再び拒否した（甲12）。

3月19日 総長選考会議（第4回）（甲55）

[報告事項] 総長選考会議のスケジュールについて

[意見交換] 各大学の総長選考基準について

3月29日 原告は、弁明権の行使を妨害する被告北大の対応について、文科大臣に指導監督措置を求めた（甲13）。

【2019（平成31・令和元）年度】

4月 9日 原告は、総長選考会議が強行している手続が違法であることを指摘し、原告の実質的な反論や立証を行う機会を確保するため、4月18日までの陳述書提出期限を延長する

こと等の措置を講ずることを求めた（甲14）。

4月12日 総長選考会議は、一部について要求を認めたが、書類の
謄写方法を筆記及びパソコンによる打ち込みに制限し、音
声データの複製を認めないなど、原告の防御権を確保する
うえで本質的な部分に関わる制限は維持した（甲15）。

4月17日 総長選考会議議長は、委員に対して「総長選考会議の開
催及び調査報告書等の送付について」と題する書類を送付
して、

- ① 5月21日に原告の意見陳述を行うことを通知
- ② 5月25日会議で審議することを通知
- ③ 調査報告書、Iヒアリング記録、II事案資料、III録音
記録、録音データ、総長代理人と北海道大学（総長選考
会議議長）とのやりとりの6点を郵送し、返送用封筒を
同封して5月25日終了後速やかに返送するよう指示
した（甲56）。

5月10日 原告代理人が意見書を提出（甲16）。

原告が陳述書提出（甲17）。

5月21日 臨時総長選考会議（第1回。通算3回目）（甲57）

[議題] 名和総長の意見陳述について
本人と代理人が意見陳述を行った（議事録・甲18）

5月25日 臨時総長選考会議（第2回。通算4回目）（甲58）

[議題] 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認につ
いて

配布資料として、『調査委員会からの「調査報告書」と総
長からの「陳述書」との対比表』及び『事実確認に関する
係る論点整理』が提出される。

6月 2日 臨時総長選考会議（第3回。通算5回目）（甲59）

[議題] 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認について

6月11日 臨時総長選考会議（第4回。通算6回目）（甲60）

[議題] 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認について

6月18日 臨時総長選考会議（第5回。通算7回目）（甲61）

[議題] 1 総長代理人からの意見書に対する総長選考会議の見解について
2 名和総長の意見陳述について
3 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認について

6月21日 総長選考会議代表者による原告に対する口頭による意見陳述

予定していた選考会議が、定足数不足で変更。出席者は、石山、長澤、山本、中垣の5名（議事録・甲19）。

なお、原告は訴状18頁では、総長選考会議が行われたものと認識していたが、情報公開資料により違っていたことが判ったので訂正する。

6月24日 臨時総長選考会議（第6回。通算8回目）（甲62）

[議題] 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認について

3 解任申出の決定から文科大臣の解任決定通知まで

7月 4日 臨時総長選考会議（第7回。通算9回目）（甲63）

[議題] 1 調査報告書及び意見陳述を踏まえた事実確認

について

2 名和総長の解任の申出について

3 総長代理人からの意見書に対する総長選考会議
の見解等について

「ハラスメントに該当するかどうかではなく、主に、総長として適切といえる行動であったかについて確認」（別紙1の頭書き）したとして22件、信用失墜行為の2件、大学代表者及び研究者としての問題行為の3件、その他資質を疑われる行為3件の合計30件を認める。

7月10日 文部科学大臣に総長解任を申し出る。

報道機関は、「北大の学長選考会議が、名和豊春学長による北大職員へのパワーハラスメントを認定した」と報道。北大も総長選考会議も、学内にもマスコミにも説明会見せず。

9月27日 総長選考会議（第1回）（甲64）

[議題] 総長の選考方法等について

[報告] 国立大学法人法改正に伴う総長選考会議の役割について

11月15日 総長選考会議意見交換会（甲65）

定足数満たさず流会

1月29日 原告、被告北大の復職拒絶について法令及び学内規程上の根拠が見出せないため、代理人を通じて再度復職を求めた（甲22）。

2月10日 笠原職務代理から、文科大臣の判断が出るまで復職は認めないと通知した（甲23）

1月17日 文科大臣より、原告による日常的なハラスメントとして

18件、信用失墜行為として2件、大学代表者及び研究者としての問題行為として3件、その他資質を疑われる行為として5件の事実を確認したとして、原告に対して行政手続法13条1項1号に基づく聴聞を実施すると通知した（甲24）。

3月16日 文科省、本人に対する聴聞を実施（甲27）。

【2020（令和2）年度】

6月26日 文科大臣、前述の28件を認定し（ハラスメント18件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為5件）、同月30日付で原告の総長解任決定を通知した（甲28）。

6月30日 解任を通知。文科省記者会見（甲38）。

第5 議長が解任手続前に原告に辞任要求した違法

1 総長選考会議で決定した事実がないこと

平成30年9月28日、平成30年度第2回総長選公会議が行われている（甲51）。その議事要旨と添付資料によると、「総長としての業務執行状況の確認方法の見直し」に関する一般的な議論がなされ、原告の業務の執行状況（総長選考会議規程第2条2項）について議論した記録はない。

ところが、翌日の9月29日、原告は、総長選考会議議長らによつて辞任を要求されている。言われた内容は、要旨、斎藤弁護士が原告のパワハラに関する公益通報を自分が阻止している、石山議長及び横山議長代行がパワハラに関する録音テープが存在する、というものだった。

しかし、そもそも、総長選考会議では（甲21）、同会議が原告の「非行事実」に係る資料を受領したのは、10月23日とされている。そうすると必然的に、総長選考会議議長らは、原告の「非違行為」の証拠資料に接する前に、原告に虚偽の事実を申し向けて、原告に辞任を要求したことになる。当然、総長選考会議の他の委員も「原告が不適切な言動や行動に及んだことを裏付ける資料」を受領していない。いずれにせよ、辞任要求について総長選考会議において審理も決議もなく、解任手続の公正性を根底から否定するものである。

2 総長選考会議に総長辞任を要求する権限はない

そもそも、総長選考会議の任務は、「総長の業務の執行状況について恒常に把握するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う」（総長選考会議規定第2条）ことにあり、業務執行に関わらないし、関わってはならない。会社の取締役会のごとく業務執行権をもつているわけではない。大学の自治・自律的運営の観点から、それを分離した存在が総長選考会議である。

そうすると、役員会など学内の諸機関が要求していないのに、総長選考会議ないしは議長個人が、独自の立場で総長辞任を要求するということは、やってはならないことであり、明らかな越権行為である。

3 斎藤弁護士の同席と虚偽発言の違法

- (1) 石山議長と横山議長代行に加えて、被告北大顧問の斎藤弁護士が同行した資格と権限が問題である。

斎藤弁護士は、10月22日付けで笠原正典、長谷川晃、西井準治の3理事・副学長宛に、「教職員らから、名和豊春総長の非違行為について、報告を受けた」として、資料を提出（甲66）している。つ

まり、ここでは「教職員から報告を受けた」立場としている。

しかし、資料の内容には、被害当事者として、提出先の西井理事、皆川理事（ともに役員）が含まれて、事務職員の事務組織のトップは関理事（役員）なのだから、自作自演というほかない。

結局、斎藤弁護士は、「事務職員」、役員理事、総長選考会議の「代理人」を一緒にして、しかも、同行するだけでなく、具体的に辞任を要求している。斎藤弁護士は、原告を代表者とする被告北大と顧問契約を締結している立場であり、著しい利益相反行為である。

(2) 加えて、斎藤弁護士は、原告のパワハラに関する公益通報を自分が阻止している旨のべている。

しかし、「公益通報者の処理及び公益通報者の保護等に関する規程」（甲40）に基づき、北大ホームページの「公益通報・コンプライアンス通報にかかる通報窓口について」では、通報窓口を学内は「監査室」、学外は「坂本・松田法律事務所」としており、斎藤弁護士が通報を受けることはなく、通報の処理を「止める」権限もない。

さらに、本訴訟提起後、原告が情報公開請求で入手した資料によれば、原告に対する公益通報など、そもそも存在しなかった。

以上より、斎藤弁護士は、虚偽の事実を申し向けて原告に退職を強要することに加担したものである。

第6 調査委委員会の設置と調査手続の瑕疵

1 調査委委員会の位置づけ

総長選考会議は、総長解任申出の審議を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができる（規程18条の2第1項）。

調査委員会は、総長選考会議が審議を行うにあたり、総長選考会議の手足として調査を行う機関である。そして、総長選考会議は、

当該調査をもとに判断を下しており、調査委員会の調査は、同会議の判断の根幹を支える重要なものである。

従って、当該調査に重大な違法があれば、会議の総長解任申出決議も違法なものとなる。

2 調査委員会の構成と人選の瑕疵

(1) 前述「第2」2(2)で述べたとおり、総長選考会議は、経営協議会選出の5名、教育研究評議会選出の5名の10名からなり、それを反映して、調査委員会の構成も「調査委員会は、学外の有識者を含む委員で組織する」と定める（第18条の2，2項）。これは、学内委員だけで構成することを禁じたものであると同時に、外部委員だけで構成することも想定しないものである。調査対象との関係で常に両者のバランスをとり、調査の公正性や専門性を担保するものである。

ところが、本件では、外部の弁護士3名が選任されており、情報開示請求によれば、この3名の選任について、「有識者」である資料や推薦者、他の候補者の存否や人数など、臨時第1回会議で選出するための資料は存在しない（甲86／「不開示とした理由」より）。

以上より、大学教育の研究者としても組織（特に大学の）運営者としても素人と思われ、しかも同質の弁護士だけ3人を選任したことは、総長選考規程18条の2，2項に反する。

(2) さらに、被告北大が、前記甲86で「調査委員会委員の弁護士選考については、総長選考会議議長により決定したことから、選考経過を明らかにする文書は存在せず」というのは、「公文書等の管理に関する法律」第11条・4条に違反する。けだし、同条は「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに（当該法人の）事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう・・（中略）・・文書を作

成しなければならない」ところ（下線は原告代理人）、かかる公文書管理法（独立行政法人も適用対象）に反する。

しかも、委員は皆等しく議決権を有しており、議長は調査委員会委員を委嘱するにすぎないのに、「議長により決定した」というのは、総長選考会議規程18条の2、3項に反する。

3 調査目的の違法

(1) 総長選考会議が調査委員会に委嘱した内容は、「総長選考会議規程第18条第1項の申出の審議を行うにあたり必要な調査をし、調査報告書を作成すること」とあるのみで、調査対象が特定されていない。

そこで、調査委員会の報告書（甲4）から、委嘱事項を見ると、次のとおりとされる（甲4／3頁）

- ・ 対外的な非違行為に関すること
- ・ 職権乱用に関すること
- ・ 公私混同に関すること
- ・ 他者の資料に関する不適切な指示

以上は、解任事由である「職務上の義務違反」の存否の判断を求めるものでない。基本的に業務執行上の当・不当の問題であり、教育研究においても経営においても専門家でない弁護士3名が、「有識者」として客観的、専門的な判断ができるわけではない。仮に法律の専門家も必要だとしても、被告北大の内外には多数の法律専門家がいるのであって、同じ弁護士3名を「有識者」とするのは奇異であり、その意図は何かと推察せざるをえない。

(2) さらに、総長選考会議が渡した資料は、「結論」が示唆されており、調査委員会がそれに応えた形になっている。

例えば、総長選考会議は、「平成27年8月及び平成28年10月

の二度にわたり、本学が指定する取引先ではない株式会社太平洋コンサルタントへの発注をなし、その後「今後はこのようなことがないよう努める」旨の理由書を提出することによって、本学財務部調達課において決定したことがあった」という事実の付託をしている（甲4／33頁）。

これは総長就任以前のことであり、しかも、総長が過誤に気付いて解決済みであり、問題にすること自体失当である。

ところが、これに対して、調査委員会は、「非違行為」の認定からは外したが、「名和総長が総長就任以前の行為であるが、既にここまで指摘してきたように、名和総長の言動には、・・・本学のルールに対する規範意識に問題があると言わざるを得ない」と認定しており（同／34頁）、「有識者」としての見識を疑わざるをえない。

(3) さらに、総長選考会議は、平成30年11月6日に調査委員会を設置して調査を委嘱したが、その後、同年11月21日の長谷山教授に対するハラスメントと嫌がらせの2件（甲4／20、21頁）を追加している。これは、委嘱後に五月雨式に調査委員会に持ち込んでいたことを示している。

これに対して、調査委員会と総長選考会議は、この2件を非違行為と認定したが、文科大臣は認定しなかった。これが30件から28件になった理由である。かかる事実は、北大の事実認定の根拠薄弱さを物語っている。

なお、国にはなぜこの2件を非違行為と認定しなかったのか、その理由と判断基準の説明を求める（求釈明）。

(4) 以上の結果、調査委員会は、調査結果を次のように結論づける。

「個別的な非違行為が単発的に行われたものというよりも、総長としての業務執行全般について、総長としての資質が問われるべき行為

が日常的に行われてきたものであり、委嘱された調査対象事項で示された個々の行為は、その日常的に行われてきた行為の一端にすぎないものというべきである。」（甲4／4頁。下線は原告ら代理人）。

以上から明らかなように、調査委員会は、委嘱された事実についてその真偽、評価をするのではなく、総長選考会議から提出された調査対象資料を法的に体裁を整え、それに加えて、「調査対象事項で示された個々の行為は、その日常的に行われてきた行為の一端にすぎない」として、原告の悪性及び悪行を主張し、総長選考会議が求めたキーワードである「総長としての資質」の欠落に結びつけた。

調査委員会の報告書は、企業の法務課の作業のごとくであり、第三者性、専門性を發揮すべき「有識者」のそれではない。

4 原告の事情聴取の不存在

以上の次第であるから、調査委員会は、原告に対して、調査対象事実の告知をして弁明を聞き、事実の真偽をチェックする必要がなかった。

すなわち、平成30年11月12日に石山議長名で、原告に調査開始を通知するとともに、「今後、名和氏に対して、同調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を行いますので、ご対応願います」と、協力要請を行っていたが（甲2）、調査委員会は連絡一つしなかったが、これは必然的な結果だった。

第7 理事・副学長3名の「オブザーバー」出席は違法

1 総長選考会議規程第3条及び第7条の2に違反

- (1) 同規程7条の2は、「会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる」と定める。こ

れは、審議に必要な範囲で、個別的に出席を求め、発言を求めるものと解される。

ところが、総長選考会議議事要旨をみると、「オブザーバー」出席の記載があり、その出欠状況は、別紙一覧表のとおりである。

理事・副学長である笠原正典、長谷川晃、西井準治の3名は、調査委員会の報告書が提出され、説明を行った臨時第2回会議まで出席している。そして、原告に対する質疑・意見陳述が行われた会議（令和元年5月21日）から解任申出を決定する会議（同年7月4日）までは揃って欠席しており、その後（令和元年9月27日以降）再び揃つて出席している。

要するに、原告と直接会う場面や委員の審議だけは避けて、他は出席していたのである。

同じオブザーバー出席と記載されている竹谷監事が、監事監査規定に基づき出席権や質問権が認められている（第10、11条）のに対して、前記3名については、規程7条の2に基づく出席という議事録の記載もない。

(2) 他方で、平成30年度第2回会議（9月28日）、同第3回会議（1月18日）、同第4回会議（3月19日）令和元年度第1回会議（9月27日）など、解任問題を審議しない通常の会議にも継続的に出席している。

これでは、3名は、議決権の存否の違いだけで、実質的には総長選考会議の構成員だったといわざるをえない。

これは、総長選考会議の構成員について、その重要性と性格から人數も選出方法も、国立大学法人法と総長選考会議規程の両方から限定しているにもかかわらず（前述「第2」2(2)で述べたとおり、経営協議会と教育研究評議会から5名ずつ選出）、それを破るものである。

また、委員は任期制で交替すべきなのに（3名とも前任の総長選考会議委員であり、3名に代わる新委員が選出され就任している）、それに反するものである。

以上より、3名の「オブザーバー」出席なる議事録要旨の記載は、違法な出席を糊塗する詐称である。

2 利害相反の立場

前述した笠原正典、長谷川晃、西井準治の3名は、総長とともに役員会を構成するメンバーであり、被告北大の業務執行体制に責任を負う立場にあった。従って、前記第3「1 役員会の任務と責任」で述べたとおり、総長の「非違行為」を知った段階で、役員として迅速な問題解決を図らなければならず、それを怠った責任がある。

また、平成30年10月22日に斎藤弁護士から「教職員らから」として資料を受け取ったとき（甲66）、業務執行に関わる重要事項として役員会で審議しなければならない。しかるに、役員会として受領せずに（役員会議事録／甲82）、翌日、他の理事2名を加えた連名で総長選考会議議長に提出し（甲67）、役員会及び理事として処理する責任を放棄した。

しかも、西井理事・副学長は、「文科省における事実確認」（甲24）の（4）（14）、皆川理事は、同（3）（6）の被害当事者である。

その一方で、原告は、調査委員会から調査を受けることもなく、3人が自分の解任手続の審議に参加していることを全く知らないまま審理を受けていた。

かかる理事・副学長3名の「オブザーバー」参加は、利害相反する他方当事者の直接関与となり、手続上の重大な瑕疵である。

第8 開催自体を秘密にした臨時会議で審議した違法

1 解任に関する会議の開催は秘密

(1) 第1回の臨時会議は、第3回定例会議を、「のちに第1回臨時会議に整理した」という（情報開示決定通知書の「備考」欄記載／甲85及び87）。つまり、第3回定例会議として行ったのに、後になってから「臨時第1回会議」としたもので、当初から召集された会議でなかった。

その理由は、以降の経緯を見ると、解任手続の審理は全て臨時会議で行ったことにし、議事のみならず開催の事実自体、公にしないことにし、そのように後で「整理した」からである。

(2) 第2回臨時会議は、調査委員会の報告書が事前配布されていたが、その基になる資料は当日机上配布されただけだった。默読と調査委員会委員長の説明が行われたうえで、「調査委員会に対する再調査は命じないことが確認され、この調査委員会の提出をもって、調査委員会における調査を終了することが了承された」とする（甲54）。

この会議の所要時間は、全部で15時から16時15分までの1時間15分にすぎない。

多数の「非行事実」について、委員が膨大な証拠資料に基づいて十分審議する条件など到底なかつたことが明らかである。

しかるに、調査はこれで全て終わりとされ、後は、総長に対する意見陳述を行う段取りが確認された（「顧問弁護士と相談のうえ、議長に一任願いたい旨のべられ、これが了承された」にすぎない。「顧問弁護士」は斎藤隆広弁護士のことと推察される）。

(3) 令和元年度の臨時第1回会議（前年度から通算3回目）以降も、情報開示された文書の中に、会議召集通知がない。

定例の会議議事録をみると、必ず会議冒頭に前回議事要旨について

確認がなされている。具体的には、次のとおりである。

平成30年度第3回会議（1月18日）（甲53）

→ 「議長から、平成30年9月28日に開催された平成30年度第2回総長選考会議の議事要旨について確認があった」

平成30年度第4回会議（3月19日）（甲55）

→ 「議長から、平成31年1月18日に開催された平成30年度第3回総長選考会議の議事要旨について確認があった」

令和元年度第1回会議（9月27日）（甲64）

→ 「議長から、平成31年3月19日に開催された平成30年度第4回総長選考会議の議事要旨について確認があった」

ところが、臨時会議には、以上のような記載がなく、都度、議事要旨の確認をすることもなく、会議を重ねていた。

(4) 定例の総長選考会議の開催は、北大ホームページにより公表されており、情報開示請求があれば開示しなければならない。ところが、臨時会議の開催自体が秘密にされ公表されていなければ、その存在が分からず、開示請求もできない。

会議の開催は明らかにして議事内容について一部又は全部を非公開にすることはあり得ることだが、会議の存在自体を明らかにしない理由は通常考えられず、大学運営や総長任免に関する透明性の要請に反すること著しい。これは、会議の正当性を根底から覆す重大な手続的違法である。

北大のホームページは、現在（2022年12月27日時点）においてもなお、平成30年11月6日から令和元年7月4日までの10回の臨時会議（令和元年6月21日の定足不足の不成立も含む）は、全く記載されていない。ホームページを見て、出ている会議の議事録を情報開示請求しても、本件解任手続に関することは何一つ出てこない。

い。それほど完全に隠蔽、隠匿している。

(5) 以上に述べた会議の開催自体の秘匿及び会議内容の確認や記録保存の懈怠は、「公文書等の管理に関する法律」第11条・4条に違反するものである。すなわち、同条は、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに（当該法人の）事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう・・(中略)・・文書を作成しなければならない」としているのであって（下線は原告代理人）、北大の対応はかかる公文書管理法違反（独立行政法人も適用対象）である。

2 原告の辞任の申出を審議せず、手続をとらなかつたこと

(1) 平成30年12月8日 原告は、「調査委員会が調べている非違行為の内容については、名和は文書で開示されておりません。総長選考委員（ママ）会議長に証拠物件である文書・録音の名和への提出を要請します」とし、被告北大の混乱を避けるために「健康上の問題」を理由に辞任することを申し出た。（甲3）

これに対して、同月9日 石山議長は、原告の名誉が毀損されないよう取り計らうと回答した。（甲3「30年12月9日 受 石山喬」の記載）

(2) しかし、石山議長は、総長選考会議規程第9条(2)の辞任の申出として受領して、その後の手続を進めることをしなかった。

これは、総長選考会議として重大な手続違背である。

総長選考会議規程9条2号は、「総長が辞任を申し出て、文部科学大臣がこれを受理した場合」に総長の選考を行うと定めている。総長選考会議には、業務執行上の理由からその肯否を判断したり、辞任の届出を止める権限はない。

結局、総長選考会議は、このとき、総長の交替という結果ではなく、

解任手続によることを目的にしていたと言わざるをえない。

3 定足数を欠いた聴聞手続は違法

- (1) 令和元年6月21日、「名和総長に対する口頭による意見陳述」が行われている（甲62、19）。

しかし、これはもともと、6月20日を候補日に、第5回臨時総長選考会議を開催し、総長のへ質疑応答を行う予定だった。

被告北大は、予めもし定足数が足りない場合は、「委員長代表者による質疑応答」を行うとしており（甲59／2頁）、実際には、6月21日に定足数に足りないまま行われた（出席者は、石山、長澤、山本、堀口、中垣の5名にすぎない）。

これを、被告北大は、「総長選考会議代表者により実施した名和総長に対する口頭による意見陳述」とした（甲19）。

- (2) 被告北大が、当初の「質疑応答」から「意見陳述」と表現を変えたのは、会議として不成立なのに事実確認など実質的な審議をしたことに対するのは、さすがに適正手続に反すると考えたからであろう。

しかし、この直後の6月24日開催の臨時第6回会議の議事録で、議長が「これまで審議を行った調査委員会からの調査報告書と名和総長からの陳述書及び口頭による意見陳述を踏まえた事実確認に基づき、最終的な事実認定を行いたい旨発言があり、資料に基づき、審議した」とある。そして、配布資料をみると、6月21日の質疑応答反訳文（甲19）は、委員に配布されていない。

- (2) 以上より、次のことが明らかである。

第1に、定足数不足の会議で事実を認定する実質審議を行っていることである。委員全員の心証形成のためには、改めて会議を召集・開催して、委員全員が質疑できる、原告が全委員に対して弁明できる機

会を確保すべきである。そうでなければ当該手続は違法である。

第2に、意見陳述と質疑応答は、法的効果としても別である。定足数に達しなかったから「代替」するような問題ではない。しかも、直後の6月24日の会議に21日聴取の資料が委員に渡されていない瑕疵は重大である。

第3に、総長選考会議規程では、委員は審理について皆同じ権限であり、選考会議として議長に代表させる権限を付与する規程は存在しない。

以上より、令和元年6月21日の議長を代表者とする「口頭による意見陳述」は、明らかに違法な手続である。

第9 調査報告書添付書類の本人閲覧及び謄写拒否の違法（「第9」）

1 「意見陳述の機会」の意義

総長選考会議規程18条2項は、総長から意見陳述の申出があった場合には、意見陳述の機会を与えることと定めている。よって、適正手続の保護が強く要求され、同条項の意見陳述の機会を与えたといえるためには、形式的なものではなく、解任事由を事前に説明することや証拠資料の開示、意見陳述のための十分な準備期間を設けるなど実質的な反論や立証を行う機会の付与が必要である。

行政手続法においても、聴聞の通知とその方式について、「当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧」を求める権利を明記している（第15条2二）。

2 調査報告書添付書類の本人閲覧及び謄写拒否

- (1) 本件で、原告は、2018（平成30）年11月5日及び同月9日の段階で意見陳述の申出を行っている（甲29、30）。

ところが、総長選考会議は、原告の「非違行為」について調査を行うとしながら（甲2）、「嫌疑」の内容については何ら説明していない。

原告が「非違行為」事実と調査報告書の内容を知るに至ったのは、2019年2月14日付通知書（甲6）が送付されてきたときであり、同月12日の臨時第2回会議で調査委員会の調査終了を決定してからである。

- (2) その後、総長選考会議は、調査委員会がまとめた調査報告書添付書類について、その大半の謄写を認めなかった（甲8）。反論反証の準備をするためには、調査委員会の報告書及び添付書類を精査する必要がある。しかも、膨大な量であり、これらの謄写が許されなければ、検討は不可能であることは明らかである。

また、添付書類の中には、事情聴取の音声データも存在し、これは原告本人が聞かなければ意味がない。ところが、音声データの録音等は認められず（甲8）、当該データの検証は不可能だった。

以上の経緯は、請求原因の第1「6 総長選考会議による調査報告書添付資料の閲覧謄写の不当な制限」（14～17頁）及び第5「2 総長選考会議における意見陳述の機会の不存在」（23～25頁）で詳述したところである。

- (3) ところで、被告北大は、別訴（令和3年行（行ウ）25号個人情報不開示処分取消訴訟）で、次のように主張している（2022年10月4日付準備書面(3)47頁19～24行目）。

「ヒアリング調査は調査委員以外には陪席職員のみが立ち会う非公開の方式で実施され、被告の総長選考会議が設けた調査委員会は、調査に際して、ヒアリング対象者に対し、解任処分が訴訟で争われた場合には裁判所に証拠提出する可能性があり得るもの、それ以外には原告に開示することは想定されていない趣旨の説明

を行っていた。また、事案資料や録音資料に関しても、同様の前提で提供を受けたものである。」

以上は、総長選考会議及び調査委員会が、「非違行為」事実やその関係資料について、解任申出手続では（訴訟にならない限り）、原告に開示するという考えがそもそもなく、そのことをわざわざ関係者に説明していたことを意味する。これについて、北大は、プライバシー保護、ハラスメント被害者保護を述べるが、裏を返せば、事実に反することや曖昧なことを言っても原告から弾劾されないという安心の供与であり、不利益処分手続の公平性に反している。

(4) しかも、「陪席職員」が同席したという。しかし、「陪席」の意味（資格、権限、任命者など）は不明である。北大に、その説明を求めるとともに、メンバー（所属部署・役職、人数、名前など）を明らかにすることを求める（求釈明）。

けだし、本件「非違行為」は、原告と役員、幹部職員、政策調整室、総務部企画課など、北大組織内のごく一部の関係者間の事であり、それ以外の外部には秘密にされた。

そうすると、「陪席職員」も、「非違行為」の被害者やその関係部局の職員である可能性が高く、彼らが、弁護士の報告書作成の事務作業を全面的に補助した可能性がある。

結局、先に解任ありきで、その証拠作りとして、膨大な資料を再編して弁護士作成文書に「格上げ」する作業を、弁護士と「陪席職員」が協働して行なったと推察される。ここには、調査委員会の第三者性も「有識者」性もなく、不利益処分手続の公平性に反すること著しい。

第10 本件解任劇の背景事情と総長選考基準の恣意的な解釈適用

1 総長選挙の争点と原告が総長になった経緯

(1) 原告は、2016（平成28）年9月に行われた有権者約1500名による教職員の意向投票で1位となり（726票対440票）、総長選考会議において候補者に決定され、文部科学大臣により任命され、2017年4月より就任した。

対立候補だった前任の総長は、中期計画の策定において、文科省が主導する大学予算削減に応じ、「医学部、歯学部、小部局以外では一律14.4%、教授担当で205人の人件費の削減」を打ち出した。これに対して、各部局が教育の維持や学問の継承が困難となる、若手教員が他大学・研究機関に出て行かざるを得なくなるなど、最高学府としての北海道大学の将来に対する危機感が学内に広がった。

当時、学内では部局長、研究所長、センター長による会議が自主的に開催され、嘆願書を提出するなどしたが（甲88）、改善が見られなかった。

そのような状況で、原告が、人件費の削減率を7.5%に圧縮し、大学の教育研究水準の維持図ること（政策的争点は他にもあったが、これが最大の争点）を訴え、学内の多数の部局、研究所、センターの長らの幅広い推薦を得、総長選挙に立候補した（甲89、90）。

教職員の意向投票で、前総長に大差をつけて勝利し、その結果を受けた総長選考会議がこれを支持し、「再任」をめざす前総長有利という下馬評の中で、それを破って就任した（甲91）。

原告が総長に就任した以降も、総長選挙の争点は大学運営の最大の課題であり続けた（甲92参照）。

(2) ところが、原告を総長予定者に審議・決定した総長選考会議は、そのメンバー10名は、皆、前総長が任命した委員であり、その多くは

前総長が文科省主導の下で行った大学予算の大幅削減計画を支持していた委員だった。

すなわち、総長選考会議は、業務執行機関でないが、その任務は「総長の業務の執行状況について恒常に把握するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う」（総長選考会議規定第2条）ことにあり、前総長の下でその政策を推進する立場にあった。

2 総長選考基準と解任理由

(1) 総長予定者の決定は、総長選考会議が、予め示した総長選考基準に基づいて、前述した教職員の意向を参考にして、「委員総数の過半数」の票を得た候補者とする（総長選考会議規程15条）。

具体的には、「望まれる総長像～国立大学法人北海道大学の総長選考基準（平成27年3月19日総長選考会議。以下、単に「望まれる総長像」という）があり、次の5項目が示されている（乙2）。

1. 人格が高潔で学識が優れ、社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であること。
2. 基本理念と長期目標を踏まえ、その実現に向けたビジョンを示すことができ、それを学内外に浸透させるためのコミュニケーション能力と実行に向けた強いリーダーシップを有する者であること。
3. 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するため、国際的な視野と発信力を持って大学運営を行い、世界の中の北海道大学として存在感を高めることができる者であること。
4. 安定的な財政基盤の確立と適切な資源配分を実現できる総合的マネジメント能力を有する者であること。

5. 地域および国際社会との連携を深め、教育研究の成果を社会に還元するよう積極的に取り組むことを通じて、人類と社会の発展に貢献することができる者であること。

原告は、以上の選考基準を全て満たす者として、総長予定者となつた（甲91の「4 選考理由」(3)）。

- (2) これに対して、総長選考会議が、解任の理由とした「基準」は、次の内容だった（甲21／6頁）。

「望まれる総長像」は、その第1に、「人格が高潔で学識が優れ、社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる者であること」を掲げている。

さらに、国立大学法人北海道大学の総長には、基幹総合大学の長として、極めて高い倫理観と規範意識が求められる。

要するに、5項目のうちの1つだけ挙げ、そのうえで「極めて高い倫理観と規範意識が求められる」と、基準をさらに引き上げた。

- (3) そのうえで、「しかしながら」として、30項目の「非違行為」を次のように総括的に述べる。

平成29年4月の総長就任直後から、威圧的にふるまう、過度に叱責する、合理的な理由もなく予定をキャンセルする、不必要的業務を指示する、研究者倫理に反して著作権を侵害することを命じる、合理的な理由もなく前言を覆す、入札の公正さを害するような言動に及ぶといったものであったほか、本学の役職員倫理規程に違反する行為も認められた。

総長として実際に業務を行っていた期間を通じて、相当数の役職員が異なる機会に同種のことを経験しており、名和総長のコミュニケーション能力の乏しさが認められる。

名和総長と役職員との信頼関係は修復あるいは再構築することが不可能なほど毀損され崩壊しており、大学の健全、適切、効果的そして円滑な業務運営に、重大な懸念がもたれる。

対外的にも、非礼かつ尊大な態度で接し、大学の信用を失墜させていた事実が認められる。

こうして口を極めて非難したうえで、次のように結論づける

以上のことから、名和総長は「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる者」とはいえず、選考会議規程18条1項4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当すると判断する。(同。下線は原告代理人)。

しかし、以上の判断には総長選考基準の恣意的な解釈と適用がある。

3 選考基準を改変していること

(1) 総長選考基準は、「望まれる総長像」としているように、それが法と規程が定めている解任事由の規範性に直結するものでない。けだし、内容自体が極めて一般的、抽象的であることに加えて、5項目のうちの1つにすぎず、総長としての適任性は総合的に判断し1項目だけ取り上げて解任の可否を決するようなものではないからである。

そうすると、総長選考会議の結論は、選考基準5項目のうち1項目のみ挙げて、他の4項目及び総合的な判断はしておらず、総長の「適任性」の議論としては、それ自体失当である。

(2) 同項の冒頭の「人格高潔で学識が優れ」は、大学という学問研究組織のトップとしての人格識見の高さを求める内容である。

ところが、総長選考会議は、結論部分でこれを意図的に削除している。これは、同項目の趣旨を歪めるもので、「資質」と同じく（調査

委員会の調査結果の表現／甲4の4頁)、原告の悪性格・悪行に論旨をすり替えている。そして、さらに上乗せして、「極めて高い倫理観と規範意識が求められる」として、選考基準にない「基準」を勝手に設定している。

(3) これは、国立大学法人法が定める学長の選考基準に反する。なぜならば、国立大学法人法第12条7項は、総長選考会議による学長の選考は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者の中から、学長選考会議が定める基準により、行わればならない」としており、北大の選考基準1は、同条項をほぼそのまま明文化したものである。そうすると、「人格高潔で学識が優れ」を削除して適用することは、法の要求する基準及び自ら定めた選考基準に反し、さらに、「極めて高い倫理観と規範意識が求められる」と付加したのは、自ら定めた選考基準に勝手に変更するものである。

(4) 被告北大は、ご都合主義的な解釈を施した選考基準に照らして、原告が「その他役員たるに適しない」に該当すると結論づけるが、その規範内容は、前記「第2」2(4)で述べたとおりである。

解任事由は、厳格な制限的列挙であって、「その他役員たるに適しない」のみ緩和した一般条項として解釈されてはならない。

以上より、総長選考会議の「結論」(甲21／6頁の最下段落)は、選考基準の解釈と適用、解任事由の解釈と適用の両方において、重大な誤りを犯している。

4 国立大学法人法及び大学の組織・構成員から見た公平性・透明性

(1) 総長選考会議は、前述した選考基準に基づいて、学内約1500名の意向投票の結果を踏まえて、原告を総長予定者と審理決定したが、

全員が総長選挙を争った前総長が任命した委員である。

そのメンバーで構成される原告総長の下での選考会議が、原告を総長に選任した時の選考基準と変わらないのに（しかも、前項で述べたとおり、その内の1つのみを取り上げる）、今度は、解任手続を審理する総長選考会議の内容どころか開催自体を約1500名の構成員に知らせることもなく、役員会や経営協議会、教育研究評議会などへの報告や関与もなく（前記「第3」1乃至3）、全てを秘密にして審議決定したのである。これは、およそ情報の公開と共有、弁明権の実質的保障を旨とする適正手続に違反すること著しい。

- (2) 国立大学法人法が国会で審議されたとき（2003年5月16日）、衆議院文教科学委員会の附帯決議は、その「二」において、「国立大学の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。」としている。

本件解任手続は、かかる立法趣旨に反し、かつ、選任の時の手続に反して、全く逆のことが行われたといえる。

第11 結語

以上のとおり、本件解任手続の全経過を見るとき、徹底した秘密主義と、学内規程に基づかない恣意的な処理が顕著であり、ごく一部の関係者によって企図・遂行されたクーデターのごときである。

本書面で論じた手続違反はいずれも重大であり、これだけでも十分に解任処分の取り消しに相当する。

以上